

○和歌山県立図書館資料複写規程

〔昭和 44 年 8 月 28 日〕
〔教育委員会告示第 12 号〕

和歌山県立図書館資料複写規程を次のように定める。

和歌山県立図書館資料複写規程

(趣旨)

第 1 条 和歌山県立図書館(以下「図書館」という。)における複写設備による図書館資料の複写(以下「複写」という。)は、図書館資料を利用する者のために筆写の代用として行うものであり、その取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(複写の範囲及び制限)

第 2 条 複写できる図書館資料は、図書館に所蔵する資料のほか、次に掲げる資料とする。

- (1) 他の図書館等(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 31 条第 1 項に規定する図書館等をいう。)から借り受けた図書のうち、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な資料
- (2) デジタル化資料送信サービスにより閲覧することができる国立国会図書館がデジタル化した資料
- (3) 独立行政法人国立印刷局が提供する官報情報検索サービスにより閲覧することができる資料
- (4) 次に掲げる日刊新聞紙を発行する者からインターネットを通じて閲覧の提供を受けることができる当該日刊新聞紙に掲載された時事に関する事項の電磁的記録その他の資料
 - ア 日本経済新聞
 - イ 産経新聞
 - ウ 朝日新聞
 - エ 毎日新聞
 - オ 読売新聞

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる資料は、複写しない。ただし、複写の制限をされている資料の複写であって、その制限の範囲内のものを行う場合は、この限りでない。

- (1) 寄贈又は寄託された資料で、その寄贈等に際し条件として複写を禁止されているもの
- (2) 複写が困難な資料又は複写により損傷するおそれがある資料
- (3) 前項第 2 号から第 4 号までに掲げる資料のうち複写することを制限され、又は禁止されている資料
- (4) その他図書館長において複写することが不適當と認める資料

(複写の申込み)

第 3 条 複写を申し込もうとする者は、別記様式による資料複写申込書に必要事項を記入のうえ、図書館長に提出し、次の料金等を負担するものとする。

(1) 複写料金の額は、次の表に掲げるとおりとする。

電子的複写による印画又は電子情報の印刷出力による印画	白黒	日本産業規格 A 列 3 番の大きさまでのものに限る。	1 枚につき 10 円
	カラー	日本産業規格 A 列 3 番の大きさまでのものに限る。	1 枚につき 60 円
マイクロフィルムからの電子式引伸印画	白黒		1 枚につき 30 円

(2) 郵送等(郵便又は宅配便による送付をいう。以下同じ。)により複写物の引渡しを受けようとする場合にあっては、郵送等に要する費用

(取扱時間)

第 4 条 複写の申込み受付時間は、図書館の開館日の開館時刻から閉館時刻 30 分前までとする。

(責任の所在)

第 5 条 複写された物の使用に伴う著作権等に関することについては、当該複写された物の使用の申込みをした者及びその物の利用者がその責めを負うものとする。

(雑則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、複写に関し必要な事項は、図書館長が定める。

付 則

この規程は、昭和 44 年 8 月 28 日から施行する。

附 則(昭和 52 年 3 月 12 日教育委員会告示第 4 号)

この規程は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 7 月 28 日教育委員会告示第 2 号)

この規程は、平成元年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 7 月 16 日教育委員会告示第 7 号)

この規程は、平成 5 年 7 月 31 日から施行する。

附 則(平成 13 年 9 月 28 日教育委員会告示第 5 号)

この規程は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 2 月 17 日教育委員会告示第 1 号)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 2 月 29 日教育委員会告示第 1 号)

この規程は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 28 日教育委員会告示第 1 号)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 12 月 21 日教育委員会告示第 7 号)

この規程は、平成 31 年 1 月 5 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 28 日教育委員会告示第 3 号)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 6 月 28 日教育委員会告示第 2 号)

この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

別記様式(第3条関係)

資料複写申込書

担当	
印	

和歌山県立図書館長 様

年 月 日

下記の条件を了承の上、図書館資料の複写を申し込みます。

記

- 1 複写は、著作権法第31条の規定に基づき、調査研究を目的とする場合に限ること。
- 2 著作物の一部分について、1人につき1部のみの複写とすること。
- 3 複写物の使用により著作権法上の問題が生じた場合は、申込者がその責任を負うこと。

氏名			
住所又は貸出利用券番号			

資 料 名	複写箇所 (ページ)	枚数		
		カラー 複写	白黒 複写	マイクロ フィルム 引伸
	～	枚	枚	枚
	～	枚	枚	枚
	～	枚	枚	枚
	～	枚	枚	枚
	～	枚	枚	枚
	～	枚	枚	枚
	～	枚	枚	枚
	合 計	枚	枚	枚

備考 国立国会図書館がデジタル化した資料の複写を申し込む場合は、書誌IDを資料名の欄に、コマ番号を複写箇所の欄にそれぞれ記入すること。